

平成19年6月1日
日本ボーイスカウト奈良県連盟

個人情報管理内規

(加盟員の個人情報に係わる資料の取り扱い・管理・保管に関する内規)

日本ボーイスカウト奈良県連盟の個人情報保護に関する方針にもとづいて、下記の要領で加盟員の個人情報を取り扱い管理保管しなければならない。

記

スカウト活動に必要な文書及びコンピュータ資料等(以下、文書等)について、保管管理責任者、保管場所、保存期間、閲覧並びに利用方法、保存期間満了後の廃棄方法等について、以下のように定める。

1. 委員会の設置

個人情報管理委員会(以下、委員会という)を設置し、委員会は個人情報を適切に管理・保管に当たる。

2. 委員会の構成と個人情報の実務担当者

委員会は理事長と県コミッショナー、事務局長、組織委員会委員長、代表理事2名で構成し、個人情報の保管管理責任者に理事長を充てる。委員会は、第3項以降に定める個人情報取り扱いの実務に携わるものを指名しなければならない。

3. 個人情報保管目録の作成

委員会は個人情報等の保管目録を作成し、次の項目を記載する。

記載事項:

- ①文書等の種類
- ②文書作成者/所有者
- ③保管場所
- ④保存期間
- ⑤廃棄日
- ⑥備考

4. 個人情報閲覧簿(利用表)の作成

保管管理責任者は個人情報閲覧簿を作成し、次の項目を記載する。

記載事項: ①閲覧日時(利用期間)

- ②閲覧者名(利用者名)
- ③閲覧理由(利用理由)
- ④閲覧の文書名

5. 個人情報の廃棄処分

保管管理責任者は廃棄記録簿を作成し、保存期間を満了した文書等について、すみやかに、廃棄処分し、廃棄記録簿に記録しなければならない。

6. コンピュータ資料の管理

コンピュータ資料については、バックアップ資料も原本と同様に管理保管する。

7. 地区、団においては、この内規を準用する。

※外部から公開の請求がある場合についての取り扱いは、理事長または事務局長が対応する。

※個人情報とは「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」であり、「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日はもとより思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、所属団体、財産、所得その他個人に関するすべての情報をいう。

施行日 平成 年 月 日